

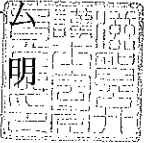


2013（平成25）年7月3日

野洲市 市民部長 様

滋賀弁護士会貧困問題対策プロジェクトチーム

委員長 永 芳



平成24年度野洲市パーソナル・サポート・サービス モデル事業
評 価 書

はじめに

当プロジェクトチームは、2013（平成25）年6月20日開催の会議において、「平成24年度野洲市パーソナル・サポート・サービス モデル事業実績報告書」を精査し、次のとおり評価を行った。

第1 評価の結果

野洲市におかれては、平成23年度に引き続き、平成24年度においてもパーソナル・サポート・サービスモデル事業を実施されたが、その内容は事業の趣旨に合致しており、相当の成果を上げられたと評価する。

第2 評価の内容等

1 事業の精神など

平成24年度野洲市パーソナル・サポート・サービスモデル事業（以下「本事業」という）は、「おせっかい」を合い言葉に、市役所内外の諸機関が密接に連携して、「一人ひとり、取りこぼすことのない包摂する野洲市の仕組みづくりの実現」を目標として実施されたという。

弁護士が日常の相談業務などに当たる場合、問題が深刻化して、大きな影響が生じ、解決が困難になってから相談に訪れるケースが多く見られる。早期の相談等は、問題解決を容易にすると実感するが、野洲市の「おせっかい」の姿勢は、職員の意識改革に繋がり、早期の相談や支援の開始、ひいては、問題の深刻化を回避することに繋がるといえる。

上記のような野洲市の姿勢は、大きく評価できる。

2 相談業務事業について

(1) 相談者の属性について

平成24年度の相談件数を見ると、毎月12件ないし23件の新規相談を実施しており、年間の相談総数は227件に及んでいる。毎月、コンスタントに新規の相談があり、継続相談の件数も伸張し、年度末には474件となっている。これは、本事業の間口である相談業務が十分に機能していることの現れである。

また、相談業務に当たっては、相談者との面談だけでなく、支援対応の他、関係部署や支援機関、家族等との状況確認やケース会議等も実施されており、本事業で扱う案件が、複合的な問題を含んでいることを認識して実施がなされており、問題解決に向けて、多角的な取組みを行う契機となっていると評価できる。

相談者の属性について、今年度は30歳代の女性が、女性人数の30.3%を占めているとのことであり、30歳代、40歳代の女性年代層が、全体の27.3%を占めているとのことである。その背景として、ひとり親家庭の就労支援を実施する子ども家庭課からの紹介件数が多いことが要因であるとされている。この属性は、いわゆるシングルマザーであると考えられるが、ひとり親家庭の相対的貧困率は50%を超えていると言われており、この属性は、相当な支援が必要である。また、この属性を支援できれば、いわゆる「こどもの貧困」の解消にも繋がり、将来の子どもの発展、ひいては社会の安定と発展にも資することとなる。この属性の相談を受けられているということは、大きな成果に繋がるものである。

また、40歳代男性が、男性人数の26.7%を占めているとのことであり、昨年度より占有率は低下しているが依然として高率である。この40歳代男性は、社会的家庭的に相当の責任を負っており、失職するなどの困難な問題が生ずると当人のみならず周囲の者にも大きな影響が及ぶ階層であり、支援が必要と考える世代である。この世代の相談を受けられているということは、昨年度に引き続き、大きな成果につながるものである。

もっとも、継続相談の件数は、昨年度から一貫して増加しており、継続案件を抱えながら、相当数の新規相談を受けており、充実した相談体制が構築されていると考えられる。しかし、このまま新規及び継続相談の件数が推移するとすれば、今後、相当数の案件を抱えることになる。相当数の案件を実

効的に支援するためには、課題の分析、どの部署が責任を持って対処にあたるのか、支援の進捗や支援の仕方の問題の有無の確認等も含め、相談及びその後の支援の体制をさらに充実していく必要があると考える。

(2) 相談経緯について

相談につながった経緯として、他部署・他機関からの紹介が147人で、全体の64.8%と、昨年度に引き続き、多くを占めている。これは、各部署の連携のみならず、市役所フロアで求人情報等を閲覧している市民に対して積極的な声掛けを行って「キャッチアップ」を行った結果であるとの分析がされている。これは、いわゆる「縦割り行政」や「受け身」の姿勢では実現困難な仕組みである。

このようなセクション横断的な取組みは、一朝一夕にできるものではなく、従前から、本事業以外の場面でも連携ができており、また、本事業の趣旨が市役所内の各部署に浸透しているからこそ実現できた仕組みであると評価できる（「多重債務者包括支援プロジェクト」による庁内連携が大きく奏効している）。そして、このような連携の仕組みは支援対象者に対する多面的な支援の実現に繋がっており、特筆すべき点である。

そして、今年度は、社会福祉課からの紹介が多く、前年度に続き、納税推進室、子ども家庭課からの紹介が多いとのことであるが、これら各課は社会生活において困難を抱えている方々と関わる場面が多いと考えられ、ともすると担当職員が一人で問題を抱え込み、非効率に陥りがちな部署であると思われるが、これら各課から相談事業への紹介がなされて、支援がなされることになる、これら各課担当者の業務遂行も円滑になると考えられ、行政全体の効率化にも資すると評価できる。

また、市役所内だけでなく、社会福祉協議会や、不動産業者からの紹介もあったとのことであり、庁外との連携がさらに進んでいることが見受けられる。連携の開拓が進んでいることも、注目すべき成果である。

(3) 支援内容について

今年度において、支援を行った延べ件数が3749件にも及んだとのことであり、単純計算で1日当たり10件を超える高い件数である。これを、市役所内外と連携したとのことであり、相談体制で構築されている連携が、支援の現場でも十分に機能していると考えられる。

外部機関との連携では、ハローワーク、法律家、病院といった専門性を有

する連携先が確保されており、相談者の抱える様々な問題について幅広く実効的な支援が行われていると考えられ、評価できる。

(4) 問題領域について

仕事、生活の問題が、上位を占め、依然として、市民が、経済情勢による影響を受けていることが見受けられる。また、今年度は、前年度に比べ健康に関する問題領域が増えており、その要因として、看護師を配置した結果であると思われる旨の分析がなされている。これは、この事業が発展したことによる成果であると評価できる。

また、相談者が抱える問題領域の数が一人当たり3.15個となっており、前年度の2.9個から増加している。これは、前年度にもまして、相談者から相当丁寧に聞き取りをしていることの現れであると評価できる。また、相談案件の相当数が継続案件であり、丁寧な関わりの中で課題の掘り起こしができた面もあると思われる。また、相談担当者の聞き取りのスキル向上もあるのではないかとと思われる。

我々弁護士が日々相談業務に当たる中で、相談者が抱える問題の全てを把握することは極めて困難な作業であるということを実感しているが、この事業においては、前年度と比較して、取組みの進歩があると思われる。

(5) 就労相談支援について

就労相談支援業務においては、相談者人数の実数125人のうち、88人の就職が決定したとのことである。前年度の結果（就職希望実人数102人、就職決定者53人）を上回る成果が上がっており、70%を超える実績である。今年度後半は、経済情勢が回復する兆しがみられるところではあるが、前年度を大きく上回る成果が上がったことは、市役所内外との連携や担当者の努力やスキルの向上が背景にあると思われる。

このように、就労支援の点でも、この事業の発展が見られる。

なお、雇用形態については、大半が正社員以外であり、その要因として、相談者の課題に応じて就労先を確保していることが示されている。この点について、課題のある相談者について、就労決定後も継続した支援が課題となることが認識されている。ともすれば、就労支援は、とりあえず就労先が見つければそれで終わり、その後の課題が放置されることが懸念されるが、上記の認識はそのような懸念を克服するものであり、担当者が、相談者の性格や課題を適正に把握していることの現れであり、評価できる。

この事業は、終了後の実効的な支援の継続体制の構築が課題となろう。

3 弁護士による困難事例検討会の実施について

今年度は全12回にわたり、市役所内では12部署が、関係機関からは5つの機関が参加しているとのことであるが、前年度に続き、多くの部署などが関与して事例検討が行えることは非常に評価できることである。

この検討会には、当会から委員を派遣しているが、2年目でもあり、担当する会員弁護士の間でも、この事業で課題となりうる問題領域についての意見交換などを行っており、参加する弁護士にとってもスキルの向上や効果的なアドバイスができると考えている。

この事業においては、行政自身が中心となって行っており、民間のNPO法人等に委託されている事業よりも効果的な連携やコーディネートが行われていると考える。行政自身が主体的に事業の実施に当たることは、やはり効果的である。

4 社会的就労事業について（委託事業）

前年度に行われていた企業体験研修が発展したものである。市役所内の関連部署等も7つに上っており、協力事業所も5カ所ある。体験日数は180日で、体験者延べ人数は376人にも及んでいる。この事業により、就労意欲の喚起や、不安の払拭が見られたとのことであり、この事業の成果が、前記の就労支援の成果に繋がっていることが見受けられる。

また、この事業を通じて障害者手帳の取得に繋がったり、アセスメント効果が見られたとの総括がされており、構築されている市役所内外の連携体制を考えると、必ずしも就労に繋がらないケースであってもその後の支援に役立つ結果になっていると評価できる。

5 居場所づくり事業について（委託事業）

前年度から、対象者において対人関係形成の契機が重要であることを指摘しているが、この事業も着実に発展しており、評価できる。パソコン講習会の参加者も前年度の166名から202名に増加しており、参加者の感想からも、生き生きとした様子が見受けられ、これが、相談事業の発展にもつながっていると思われる。

6 地域住民の相談拠点事業について

この事業においても、今年度、この事業に連携した相談ケースが61.7%も増加したとのことであり、地域住民にも相談拠点が定着していることが伺え

る。

7 啓発事業について

今年度もこの事業の周知・啓発のためのシンポジウムが開催されている。自殺対策についての講演や、この事業において重要な役割を担っている生水主査の他、山仲市長自身も質疑応答を行うなど、またとない啓発の機会となっている。開場から相当数の質問がされており、ともすると、一方通行になりがちなシンポジウムの場面が、双方向の意見交換の場になっており、主催者の意図が参加者に十分に伝わっていることが明らかである。これは、準備にあたった職員の熱意だけでなく、この事業に関わる全ての職員の取組み姿勢が伝わった結果であろう。

第3 まとめ

前年度から、今年度にかけて、本事業は相談者数においても、就労者等の人数においても、さらに発展しており、成功していると評価できる。その背景には、「おせっかい」の精神や、「一人ひとり、取りこぼすことのない包摂する野洲市の仕組みづくりの実現」という目標を、本事業に関わる職員、関係者全てが理解し、その上で、市役所内外に「つながる」体制を構築できているということがある。

野洲市が、様々な困難な課題を抱える市民の問題の解決に当たり、大きな成果を上げていることは、全国的にも注目される。もはや、この事業は野洲市民において、無くてはならないものになっていると思われる。この取組みが野洲市で今後行われる生活困窮者支援事業に引き継がれ、さらに発展すると共に、他の自治体等にも広がることを望む。

今後、個別の課題の克服の先に、市民生活の安定、ひいては市の発展が期待できる。しかし、国政レベルで、社会保障の「見直し」が進む中で、本事業の精神を維持し発展させることは、物的にも人的にも相当な困難が予想される。そのために、当会も野洲市との連携を継続したい。

以上